

保医発1031第2号
平成24年10月31日

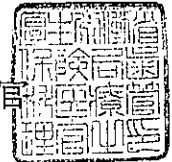
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年11月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012中(44)を(45)とし、(14)から(43)までを(15)から(44)までとし、(13)の次に次のように加える。

(14) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性

ア インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)に準じて算定する。

イ ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 内科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(13) 略</p> <p>(14) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性 ア インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」 <u>ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性</u> <u>(尿・髄液)に準じて算定する。</u> イ ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われ <u>る中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌</u> <u>(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定す</u> <u>る。</u></p> <p>(15)～(45) 略</p>	<p>別添1 内科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(13) 略</p> <p>(14)～(44) 略</p>